

**論点④【26条】防犯に関する施策  
に関する委員意見**

○浅倉むつ子委員

**【防犯に関し収集すべきデータ等について】**

犯罪被害の認知件数及び被害発生率については、『平成 23 年版犯罪白書』に記載があり、男女別の被害発生率も示されている。しかし、障害者がどのような被害にあっているのかを示すデータを見出すことはできない。アメリカでは、知的障害のある人が、犯罪の種類によって、どの程度、被害にあっているかという調査結果が公表されているときく。しかし日本では、障がい者が被っている犯罪被害の実態が分からないために、そのための対策も明らかではない。実態解明が望まれる。

犯罪被害の実態そのものではないが、本年 11 月 9 日の男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会における資料において、「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」が示され、その中に、障害者からの相談件数に関する資料がある。配偶者暴力の相談件数は、年々増加傾向にあり、平成 23 年には全体で 82,099 件（来所は 22,640 件、電話は 57,236 件、その他 2,223 件）である。

そのうち、障害者からの相談については、3,311 件（来所は 1,010 件、電話は 2,137 件、その他 164 件）であり、障がいの種類でいうと、総数 3,311 件のうち知的・精神障害の方の相談は 2,691 件で、全体の 80%を超えている。

障害の種類別相談件数

		平成 23 年度
総数		3,311
知的・精神障害		2,691
身体障害	小計	620
	視覚障害	62
	聴覚・平衡機能障害	68
	音声・言語・そしゃく機能の障害	3
	肢体不自由	329
	その他の身体障害	158
	（注）	

DV のみに限られることではないが、知的障害をもつ人については、実際に犯罪など被害にあいながらも被害を訴えること自体が難しい、ということは、よく言われることである。だからこそ、DV に関して、これだけ多くの知的障害・精神障がいの人から相談が寄せられている、ということは、大きな数値として受け止めるべきである。これらの相談に対して、どのような対応がなされたのか等のデータが提供されることを期待したい。

また、身体障害にかかわって、DV 被害者が宿泊できるシェルターが2階以上にある場合には、車いす利用者がアクセスできないことがあり、介助が必要になる障害者は施設利用を拒否されることがあるという声もある、ときく。これらの点については、早急に調査し、問題があれば対応することが必要である。

## ○阿部一彦委員

1. 【26条】の防犯に関し、新障害者基本計画に不可欠である施策について、委員の御意見をお書きください。

## ○防犯ネットワークの構築、環境の整備

かつては、地域に存在していた地域住民同士の密接な関わりあい、つながり、支え合い、見守りなどが犯罪の抑止力になっていたと考えられる。

地域住民、警察、防犯に関する諸団体による防犯ネットワークの構築が求められるが、その時に障害に配慮した取り組みをいかに進めていくかがさらに重要である。

警察官や地域住民組織などによる地域の見回り、巡回による犯罪の抑止力と、犯罪が生じにくい地域社会づくりが求められる。人の目が届きにくく、犯罪が生じそうな場所の解消や夜間も含めて健全な公園等の整備を行い、誰もが安心して過ごせる地域づくりが必要である。

## ○仮設住宅での生活

仮設住宅などは、環境の悪化でストレスも高く、家庭内の暴力や虐待の生じやすい環境でもあるという報告もある。障害のある家族が孤立することのないように、地域で集まり、互いに支えあう必要がある。また、自治会や警察官の巡回、見守りも重要である。

## ○防犯に関する知識や力の向上

防犯に関する知識や不安の除去に関する支援、犯罪被害の実態等の理解を進めるための障害者本人や家族向けのわかりやすいパンフレットや研修会、講演会などの開催が求められる。それぞれの開催に関しては障害者団体、家族団体と連携して、障害特性に応じて対応する必要がある。

社会のめまぐるしい変化、IT技術の進歩などはこれまでに存在しなかった新たな犯罪をつくりだしている。とくに、携帯電話・スマートフォンを利用した複雑な犯罪、キャッチセールス、悪徳訪問販売、オレオレ詐欺などの犯罪は巧妙に仕掛けられている。このような犯罪が疑われる場合に、気軽に相談できる場所、介入しやすい仕組みが必要である。

○警察や交番を身近な存在に

気軽に立ち寄り、安全確保や防犯、困りごと相談などが行えるような交番や警察署の整備が求められる。警察署や交番が身近な存在になる必要がある。そのためには、建物としてのバリアフリー、アクセスのしやすさはもちろんのことだが、手話や要約筆記ができたり、わかりやすい表現で知的障害のある人に伝えたりできる警察官の配置などが必須である。

○緊急通報システム、コミュニケーション支援機器の整備

障害特性に配慮した多様なコミュニケーション手段を活用した緊急通報システムの整備が求められる。IT技術が発展している現在であるので、障害者のニーズや特性を十分に把握して、先端技術を活用した通報システムが開発、整備される必要がある。また、警察署や交番等へのコミュニケーション支援機器の適切な配置も必要である。

○警察や防犯に関する諸団体に属する人の正しい障害理解

防犯関係者、警察官などの障害理解の促進と人権を尊重した対応等が求められる。警察や交番がもっと身近な存在である必要がある。社会が複雑になっていなかった時代には交番勤務の警察官が障害者のいる家庭を訪問したり、地域の課題について把握したりしていたのではないだろうか。個人情報保護条例の柔軟で適切な運用が求められる。

2. 1に関わり収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証が可能となるデータ）について、委員の御意見をお書きください。

改正障害者基本法では「障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた防犯対策」が謳われているので、過去の犯罪並びに現在、そして今後について「障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態」を踏まえて、時系列的に整理した統計資料が求められる。

上記の資料を（できる限り狭い）地域ごとに分析できるようにし、地域ごとに防犯対策の効果を測定できるようにすべきと考えられる。

○嘉田由紀子委員

1. 【26条】の防犯に関し、新障害者基本計画に不可欠である施策について、委員の御意見をお書きください。

現行計画における「緊急通信体制」「地域におけるネットワーク」「犯罪等にかかる知識の普及」「防犯システム普及」といった対策、特にメールやFAXによる通報体制や手話などのコミュニケーションにかかる支援は引き続き重要と考えますが、新たに考慮すべき点として以下の3つを述べさせていただきます。

(1) ネットワーク利用犯罪等への対応

従来から多かった刑法犯全般（窃盗、暴行、傷害など）は、平成10年代なかばをピークに減少しています。

一方で、新たに、ネットワーク利用犯罪は大幅に増えています。

携帯端末も含め、インターネットを利用する障害者は多く、例えば判断力の乏しい障害者など、インターネットを悪用した詐欺や出会い系サイトなどにより、犯罪に巻き込まれる危険性は増大しているものと思われます。

障害者に対し、特にインターネットの安全な利用方法等にかかる周知、啓発を行うなど、ネットワーク利用犯罪から障害者を守る対策が必要と考えます。

◎ 犯罪の状況（出典：H23犯罪白書）

<窃盗犯認知件数>

H14:237万7,488件（戦後最多） → H22:121万3,442件（49%減）

<窃盗犯以外の一般刑法犯（傷害、暴行など）>

H16:58万1,463件（戦後最多） → H22:37万2,747件（36%減）

<ネットワーク利用犯罪※>

検挙件数 H18:3,593件 → H22:5,199件（45%増）

※詐欺、わいせつ物頒布、児童売春・児童ポルノ禁止法、

出会い系サイト規制法、青少年保護育成条例、商標法、著作権法等

## (2) 犯罪被害予防教育

特に(1)のネットワーク利用犯罪など、周囲の見守りなどだけでは被害防止が難しい犯罪において、これまで以上に、障害者自身が防犯の力を身につけることも求められてきます。

犯罪に巻き込まれないための知識、危険を回避する方策、困ったときの相談方法など、犯罪被害の予防全般にかかる体系的な教育を、特別支援学校等での学校教育において、より推進していくことが必要と考えます。

## (3) 防犯対策における障害者の参画

防犯対策に、障害者本人や家族、支援者などの視点を生かし、より有効な対策を講じることができるよう、防犯施策の策定や地域の自主防犯組織などにおいて、障害者や関係者の参画、意見反映などに努めることが必要です。

2. 1に関わり収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証が可能となるデータ）について、委員の御意見をお書きください。

障害者の犯罪被害状況の把握も必要ですが、その把握方法については、今後の課題と考えます。

○田中正博委員

1. 【26条】の防犯に関し、新障害者基本計画に不可欠である施策について、委員の御意見をお書きください。

悪質商法や詐欺など経済的な犯罪・不当行為等において、知的障害者は、障害特性において被害に遭う可能性が多い。危険性が高く指摘されるのは、一人暮らしあるいは夫婦とも知的障害などの場合、訪問販売やキャッチセールスなどで不当に高価な物品を売りつけられるといった被害が聞かれる。

また、「知人」などに療育手帳や身分証明書を悪用され携帯電話の契約などに使われたり、その携帯により犯罪が行われたりしているとの指摘がある。また、いわゆる「貧困ビジネス」の対象者として、一定の住居に住まわされて生活保護費などを収奪されるような被害もある。

痴漢や強姦など性犯罪被害に遭うことも多い。これには、犯罪に遭っても被害を訴えることが難しかったり、加害者が自分より「優位」にあって抵抗できなかったりといった背景がある。

また、組織犯罪の構成員として「使い走り役」として犯罪の行為者としてお先棒を担がされる事もある。これは、自分より優位にあるものに迎合的な姿勢をとってしまう障害特性に大きく影響しているとの指摘もある。

そのほか、窃盗や暴力など一般的な犯罪被害に遭った場合に、周囲に相談できなかつたり、被害の届け出など司法手続きが十分にできなかつたりするため、被害がより深刻化し解決が難しくなることも指摘されている。

知的障害者が受ける犯罪被害について、その背景の一つとして、小さなことでも相談できたり、本人の変化に気がついてくれたりする人間関係の構築が難しい点が挙げられる。一方で、そうした犯罪被害を恐れるあまり隔離的な場所での生活が用意されたり、関係者による監視的な対応は、ノーマライゼーションとかけ離れたものとなる。

知的障害者にとっての防犯は、本人の意思と自由が尊重される前提で、周囲との関わりを関係機関との複合的な連携で構築することが求められる。当事者支援者双方への犯罪被害の理解とそれに備えての防犯対策の研修、被害者への心のケアを地域の体制、自立支援協議会などで取り扱えるような仕組みの構築が求められる。

2. 1に関わり収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証が可能となるデータ）について、委員の御意見をお書きください。

警察などの関係機関と相談事業における当事者からの訴えを受け止める機関が連携し、犯罪に絡んだ相談内容とその後のケア状況について、年に一度は情報収集できる体制を確保し、必要な体制を地域ごとに整えるようにし、都道府県単位で傾向と対策を取りまとめていく手法をとる。



○中西由起子委員

1. 【26条】の防犯に関し、新障害者基本計画に不可欠である施策について、委員の御意見をお書きください。

① 予防策の徹底

障害のある人、家族に対する防犯に関する啓発教育

コミュニケーションや認知に障害の持つ人への啓発に当たっては、障害の特性に即した情報伝達に配慮し、相手のペースで十分時間をかけて分かりやすい説明に努める。

視覚障害者のために、点字やカセットテープなど音声によるパンフレットや資料の作成、知的障害者のためにわかりやすい資料等を準備する

防犯に関わる人への障害者の適正に応じた被害防止研修

合理的配慮のある苦情処理機関、相談機関の設置

相談施設のバリアフリー化を含む

パンフレットやホームページ等において、FAX番号及びメールアドレス、点字資料等の設置の有無、バリアフリーの有無を記載した相談施設の施設等の周知を行う。

障害を持っていることで適切に対応してくれないのではないかと不安を感じている人もいるので、障害を持つ方からの相談等にも対応できることも周知する。

それらの機関の職員の聴取技術研修

学校、企業、施設、病院などでの監視体制

② 警察への通報制度の改善

FAXによる通報の24時間受付

障害を持つ方からの通報にも対応できることを周知する。

特に女性障害者にかんして、

① 防止義務として施設内での同性介助の原則の徹底

病院や入所施設等で重度の女性障害者の入浴や排せつ介護を男性職員が行う事例が増えている

② 合理的配慮がなされた相談機関やシェルターの設置

2. 1に関わり収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証が可能となるデータ）について、委員の御意見をお書きください。

① 犯罪の起こりやすい場所（家庭 学校 企業 施設 病院）での調査  
被害者としての認識が希薄な障害者もいることから、以上の場所での聞き取り調査を実施する。

② 男女別のデータ-の収集

③ 相談機関での障害別データ-の収集

○八幡隆司委員

1. 【26条】の防犯に関し、新障害者基本計画に不可欠である施策について、委員の御意見をお書きください。

防犯とは直接関係内が、地域においては知的障害者の行方不明者の捜索（高齢者にも共通する課題ではある）などで、警察のみならず地域のネットワークが有効に活用されている例がある。早期の発見が生命の安全を保障する観点から、このような課題もこの項目に入れ込めないか？

2. 1に関わり収集すべきデータとその手法（計画の進捗状況の評価・検証が可能となるデータ）について、委員の御意見をお書きください。

障害者や高齢者の捜索願の実数と発見までの日数や過程の実態把握。

3. その他意見

【26条関係の障害者基本計画全体に対して】

- (1) 防災・防犯という項目であるが障害者基本法の一部を改正する法律における付帯決議における「災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」という内容は防災ということだけでなく、災害時等の支援として障害者基本計画にくわえるべきではないか？

災害時における支援体制の確立、避難所の確保、仮設住宅の整備の3項目は基本計画に明記すべきと考える。

- (2) 前回の意見でも述べたが、防災・防犯に自立支援協議会がかかわることを明記できないか？